(ケ)　受付機関は、脆弱性情報公表日に、脆弱性情報等について、インターネット等を通じて公表するとともに、発見者にその旨を通知すること。

(コ)　前号の規定にかかわらず、受付機関は、製品開発者から自ら開発等を行ったソフトウエア製品に係る脆弱性関連情報（脆弱性に起因する影響が自ら開発等を行ったソフトウエア製品にとどまるものに限る。）及び対策方法の通知を受けたときは、脆弱性情報公表日に、脆弱性情報及び当該対策方法について、インターネット等を通じて公表すること。

(サ)　受付機関は、四半期ごとに、脆弱性関連情報の届出状況等を公表すること。

イ　公表に係る調整が不可能な脆弱性情報の公表の可否の判定に係る手続及び行動指針

(ア)　受付機関は、調整機関から、製品開発者との公表に係る調整が不可能である旨の通知を受けたときは、公表判定委員会に対し、脆弱性情報の公表の可否の判定を求め、これを得ること。ただし、当該通知を受けた後に、製品開発者の連絡先に係る情報の提供を受けたときその他の製品開発者との調整が可能となったときは、この限りでない。その際、調整機関に製品開発者との脆弱性情報の公表に係る調整を再度行うよう通知すること。

(イ)　公表判定委員会は、次に掲げる事項のいずれにも該当するときに限り、脆弱性情報を公表する旨の判定をすることができる。

①　調整機関と製品開発者との間の脆弱性情報の公表に係る調整が不可能であること。

②　脆弱性の存在が認められること。

③　受付機関が公表しない限り、脆弱性情報を知り得ない製品利用者がいるおそれがあること。

④　製品開発者や製品利用者の状況等を総合的に勘案して、公表が適当でないと判断する理由及び事情がないこと。

(ウ)　公表判定委員会は、判定をするときは、製品開発者（連絡を取ることができない者を除く。(オ)、(コ)、(サ)及び(シ)において同じ。）が意見を表明する機会を確保すること。

(エ)　受付機関は、(イ)に掲げる事項のいずれにも該当するときに限り、公表判定委員会の判定を踏まえ、脆弱性情報を公表する旨の判定をすることができる。

(オ)　受付機関は、判定をしたときは、調整機関及び製品開発者にその結果及びその理由を通知すること。

(カ)　受付機関は、公表しない旨の判定をした場合において、脆弱性情報の公表に係る調整が可能なときは、調整機関に製品開発者との脆弱性情報の公表に係る調整を再度行うよう通知すること。

(キ)　受付機関は、脆弱性情報を公表しない旨の判定をしたときは、発見者にその旨及びその理由を通知すること。ただし、脆弱性情報の公表に係る調整が可能なときは、この限りでない。

(ク)　受付機関は、脆弱性情報を公表する旨の判定をしたときは、公表に係る手続が第２の規定に適合していることについて、あらかじめ経済産業大臣の確認（脆弱性に起因する被害等の影響が及ぶおそれのある範囲等を総合的に勘案して行う確認をいう。）を求めること。ただし、製品開発者と連絡を取ることができないときは、この限りでない。

(ケ)　受付機関は、脆弱性情報を公表する旨の判定をしたときは、脆弱性情報公表日を定めること。

(コ)　受付機関は、脆弱性情報を公表する旨の判定をしたときは、公表に先立って、製品開発者から公表の内容（脆弱性情報を含む。）に係る見解を聴取すること。

(サ)　受付機関は、脆弱性情報を公表する旨の判定をしたときは、公表に先立って、調整機関に脆弱性情報公表日及び製品開発者から聴取した見解を通知すること。

(シ)　受付機関は、脆弱性情報を公表する旨の判定をしたときは、脆弱性情報公表日に、脆弱性情報等のほか、製品開発者から聴取した見解についてもインターネット等を通じて公表するとともに、発見者にその旨を通知すること。

(3)　調整機関

ア　調整機関は、受付機関から脆弱性関連情報の通知を受けたときは、製品開発者に当該脆弱性関連情報を速やかに通知すること。併せて、当該製品開発者に対し脆弱性検証の結果を報告するよう求めること。

イ　調整機関は、製品開発者と連絡を取ることができないときは、当該製品開発者の名称及び脆弱性関連情報に係るソフトウエア製品の名称をインターネット等を通じて公表することにより、公衆に対し当該製品開発者の連絡先に係る情報の提供を、当該製品開発者に対し調整機関に連絡する旨を求めること。これにより、調整機関が当該製品開発者に前項による通知を行ったものとみなす。

ウ　調整機関は、製品開発者から脆弱性検証の結果について報告を受けたときは、脆弱性情報公表日を定めること。ただし、その報告を受けて処理を取りやめるときは、この限りでない。

エ　調整機関は、脆弱性情報公表日を定めるに当たっては、製品開発者からの脆弱性検証の結果の報告を踏まえ、対策方法の作成及び海外の調整機関との調整に要する期間並びに脆弱性情報の流出するリスク等の要素を考慮すること。ただし、脆弱性関連情報を通知した製品開発者が複数いる場合であって、一部の製品開発者から脆弱性検証の結果の報告を得られなかったときは、得られた結果の報告を踏まえるとともに、国内外における脆弱性情報の取扱事例も併せて考慮すること。

オ　調整機関は、脆弱性情報公表日を定めたときは、受付機関及び製品開発者に当該脆弱性情報公表日を通知すること。

カ　調整機関は、製品開発者から脆弱性情報公表日を変更したい旨の申出を受けて、当該脆弱性情報公表日を変更するときは、あらかじめ当該製品開発者から意見を聴取すること。当該脆弱性情報公表日を変更したときは、受付機関及び製品開発者に新たに定めた脆弱性情報公表日を通知すること。

キ　調整機関は、製品開発者から脆弱性が他のソフトウエア製品（当該製品開発者が自ら開発等を行ったものを除く。）に含まれることが推定される旨の通知を受けたときは、当該ソフトウエア製品の製品開発者にその旨を速やかに通知し、脆弱性情報の公表に係る調整を行うこと。

ク　調整機関は、脆弱性情報公表日までに、製品開発者に対し対策方法及び対応状況を報告するよう求めること。

ケ　調整機関は、製品開発者から次のいずれかに該当する旨の脆弱性検証の結果報告を受けたことにより調整を取りやめたときは、受付機関にその旨及びその理由を通知すること。

①　脆弱性関連情報に該当しないこと。

②　脆弱性に起因する影響が生じるおそれがない又は著しく低いこと。

③　脆弱性関連情報が既知であり、かつ、脆弱性情報等が既に公表されていること。

コ　調整機関は、発見者に係る情報を適切に管理し、当該発見者の同意がない限り、第三者に開示しないこと。

サ　調整機関は、脆弱性情報公表日まで、脆弱性関連情報が第三者に漏えいしないよう適切に管理すること。

シ　調整機関は、正当な理由がない限り、第三者に脆弱性関連情報を開示しないこと。ただし、脆弱性検証又は脆弱性に起因する影響その他の脆弱性に関する情報の確認のために専門的な能力が必要であるときは、当該能力を有する第三者（脆弱性関連情報を適切に管理できる者に限る。）に対し当該脆弱性関連情報を提供し、又はその分析を依頼することができる。

ス　調整機関は、公表に先立って、受付機関に脆弱性検証の結果、対策方法及び対応状況を通知すること。